

青森県報

第四千五百五十一号

平成二十八年
五月二十五日
(水曜日)

青森県告示第三百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき平成二十八年三月三十一日専決処分した平成二十七年青森県一般会計補正予算（専決第二号）の要領は、次のとおりである。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成二十七年青森県一般会計補正予算（専決第二号）の要領……………	（財政課）……………	一
軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	（税務課）……………	三
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	（こどもみらい課）……………	三
児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の名称の変更の届出……………	（同）……………	三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	（障害福祉課）……………	三
職業訓練指導員試験の施行……………	（労政・能力開発課）……………	四
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	（水産振興課）……………	四
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	（商工政策課）……………	四
右 出先機関……………	（同）……………	五
土地改良区の役員就任及び退任……………	（東青地域民局）……………	五
右……………	（同）……………	六

告

示

平成27年度青森県一般会計補正予算 (専決第2号)

平成27年度青森県一般会計補正予算 (専決第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	139,495,211	756,390	140,251,601
2	事 業 税	21,137,483	△145,792	20,991,691
3	地 方 消 費 税	24,652,442	902,182	25,554,624
3	地 方 譲 与 税	24,231,219	247,163	24,478,382
1	地方法人特別譲与税	21,338,185	△3,755	21,334,430
2	地方揮発油譲与税	2,668,871	242,916	2,911,787
3	石油ガス譲与税	190,194	△10,191	180,003
5	航空機燃料譲与税	33,968	18,193	52,161
5	地 方 交 付 税	223,367,748	630,662	223,998,410
1	地 方 交 付 税	223,367,748	630,662	223,998,410
6	交通安全対策特別交付金	438,654	△40,270	398,384
1	交通安全対策特別交付金	438,654	△40,270	398,384
9	国 庫 支 出 金	104,525,424	△196,700	104,328,724
2	国 庫 補 助 金	64,434,727	△196,700	64,238,027
12	繰 入 金	13,170,848	△245	13,170,603
2	基金繰入金	13,042,369	△245	13,042,124
15	県 債	76,393,874	△1,397,000	74,996,874
1	県 債	76,393,874	△1,397,000	74,996,874
歳 入 合 計		699,365,515	0	699,365,515

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
農業農村整備 事業	3,151,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。	2,884,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。
漁港事業	3,239,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。	3,042,000			その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。
道路事業	8,007,000				7,473,000			
県道等整備事 業	1,696,000			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	1,297,000			ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
計	76,393,874	/	/	/	74,996,874	/	/	/

青森県告示第三百六十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社東北タンク商会	三好 和道	青森市橋本一丁目六の三	平成 二六・四・一
変更後		北川 和也		

青森県告示第三百六十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	平成 二六・四・六
ハッピー調剤薬局田向南店	八戸市大字田向字冷水三三の一	二六・四・六

青森県告示第三百六十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十四の規定により、次のとおり指定小児慢性特定疾病医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第十九条の十九第二号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘	平成二六・四・一
変更後	独立行政法人労働者健康安全機構 青森労災病院		
変更前	ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
変更後	アイセイ薬局是川店		
変更前	こころ薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
変更後	アイセイ薬局東八戸店		
変更前	こまつや薬局	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"
変更後	アイセイ薬局大間店		

青森県告示第三百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	たむら薬局浜通り店	所 在 地	八戸市白銀三丁目六の二四	指定辞退年月日	平成 二六・五・七
-----	-----------	-------	--------------	---------	--------------

青森県告示第三百七十号

平成二十八年年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日
実技試験	電気工 溶接科 科	平成二十八年八月二十日 (土)午後一時
学科試験	電気工 溶接科 科 配管科 建築科 科	平成二十八年八月二十一日 (日)午前十時三十分
指導方法	全職 種	

二 実施場所

八戸市桔梗野工業団地二丁目五の三〇

青森県立八戸工科学院

三 受験申請書の提出期限

平成二十八年六月八日（水）から同年七月二十日（水）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の内紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各

県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ

(電話)〇一七 七三四 九四一五

青森県告示第三百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内一四七 中村 六太郎	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	総トン数五トンの漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業
上北郡六ヶ所村大字泊字滝川一 古川 芳美		
上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の三 館 寿二郎		
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山一 中村 忠志		総トン数五トンの漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース福地店・ツルハドラッグ南部町店
三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
2 芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区三崎町三丁目三の二三
代表取締役 佐藤隆
 - 三 意見の概要
県の意見なし
 - 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場
2 期間
平成二十八年五月二十五日から同年六月二十五日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。
- ~~~~~
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。
- 平成二十八年五月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMホーマック長苗代店

八戸市大字長苗代字観音堂八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 白石正

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市役所

2 期間

平成二十八年五月二十五日から同年六月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥内土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年五月二十五日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	川田修次郎	青森市大字清水字浜元五一の三	平成 二六・四・二就任

